

令和6年度

給与所得等に係る市区町村民税・都道府県民税・森林環境税
特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

令和6年5月14日

氏名		住所	
受給者番号		指定番号	

特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。なお、この通知書に記載された事項について不備がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内にみよし市に対して審査請求をすることができます。※地方税法等の改正により、手続が変更される場合があります。この特別徴収税額の決定(変更)の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を科した後になければ提起することができないこととされていますが、(1)審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、(2)処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の処置が必要と認めるとき、(3)その裁決を争うことにつき正当な理由があるときは、裁決を科さないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

愛知県みよし市長 小山 祐

給与収入	3182650	営業等	
給与所得(調整控除後)	2146000	農業	
その他の所得計	0	不動産	
総所得金額①	2146000	配当	
		給与	

雑損	0	障害・寡・ひきこもり	30000	特定	0	未成年者	
医療費	0	配偶者	30000	同老	0	特障	
社会保険料	486996	配偶者特別	0	老人	0	他障	
小規模企業共済	0	扶養	0	16歳未満	0	寡婦	
生命保険料	54927	基礎	430000	その他	0	ひとり親	
地震保険料	5244	所得控除合計②	1837167	同障	1	勤労学生	
				特障	1	控配	*
				他障	0	老配	
						繰越損失	

税額控除前所得割額④	18488	特別徴収税額③	5500	6月分	0	12月分	0
税額控除額⑤	18488	控除不足額⑩	0	7月分	5500	1月分	0
所得割額⑥	0	既充当・既委託納付額⑪	0	8月分	0	2月分	0
均等割額⑦	3888	収納付額⑫	0	9月分	0	3月分	0
税額控除前所得割額④	12328	差引納付額⑬	5500	10月分	0	4月分	0
税額控除額⑤	12328	(⑩-⑫-⑬)	0	11月分	0	5月分	0
所得割額⑥	0	変更前税額⑭	0				
均等割額⑦	1500	増減額⑮(⑭-⑬)	0				
森林環境税額⑧	1800	変更月	月				

(摘要)	市区町村民税	9,240円	県民税	5,160円	特別徴収税額	4,600円
------	--------	--------	-----	--------	--------	--------

問合せ先	みよし市 税務課 市民税担当	電話(0561)-32-8003(直通)
------	----------------	----------------------

特別控除外額
(定額減税しきれない分)

定額減税額